

成人年齢が20歳から18歳に引き下げられ、これまで未成年だった18、19歳の方は今年4月1日から大人としての責任を負うことになります。

基本的に「契約」は、いったん成立すると、一方的に取り消すことができません。しかし未成年者が親の同意を得ずに行った契約は原則として取り消すことができます。現在19歳までの方はこの「未成年者取消権」により保護されていますが、成人年齢が18歳に引き下げられると、「未成年者取消権」の保護がなくなってしまうことから、18、19歳の方への消費者トラブルの増加が懸念されています。

成人になりたての若者に多い、美容医療、脱毛エステに関するトラブルを紹介します。

Q 広告のうたい文句につられて脱毛の無料体験をしたところ、高額のコースを執拗に勧められ契約してしまった。解約したい。 (20歳代女性)

広告をうのみにせず、正しい情報収集をしましょう。いらぬものはきっぱり断り、契約内容が十分に理解できるまで事業者の説明を求めてください。信頼できる人に相談することも大切です。

消費者トラブルにあわないためには、消費者として「契約の知識」を身に付けておくことが必要です。契約は口頭で成立し、自己都合で解約することはできません。契約前に契約書面などを十分に確認し、不要な場合ははっきりと断る勇気を持つことが大切です。また、悪質商法は常に変化していくので消費者庁などのホームページで情報を収集しましょう。

他にも「初回500円」というSNSの広告を見てサプリメントを購入したが、実は定期購入になっていて高額な代金を請求された、フリマサイトで模造品を買わされた、偽の通販サイト(フィッシングサイト)で個人情報を盗まれたなど、インターネット通販関連のトラブルも急増しています。

困ったときは一人で悩まずに相談してください。